

<親子関係不存在確認調停>

1 概要

婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子どもは、婚姻中の夫婦間にできた子（嫡出子）と推定され、仮に他の男性との間に生まれた子どもであっても出生届を提出すると夫婦の子どもとして戸籍に入籍することになります。

夫との間の子どもであることを否定するためには、原則として、嫡出否認の手続きによることになります。

しかし、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子どもであっても、夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母と性的交渉がなかった場合など、妻が夫の子どもを妊娠する可能性がないことが客観的に明白である場合には、夫の子であるとの推定を受けないことになるので、そのような場合には、家庭裁判所に親子関係不存在確認の調停の申立てをすることができます。

なお、上記のような父子関係不存在のほか、何らかの事情により真実の母親ではない人の子どもとして戸籍に入籍しているような母子関係不存在のケースも、本手続きによることになります。

この調停において、当事者双方の間で、子どもが夫婦の子どもではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。

このほか、前の夫の子であるとの推定を受けない子については、子から実父を相手とする認知請求の調停を申し立てる方法もあります。

※ 婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から、推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができることとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。

2 申立人(申立てができる人)

- ・子ども
- ・父
- ・母
- ・親子関係について直接身分上利害関係を有する第三者

3 申立先

- ・相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

(ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。)

- ・相手方の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
東京23区内，三宅村，御蔵島村，小笠原村	東京家庭裁判所
八丈町，青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町，利島村，新島村，神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

- ・相手方の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・1200円分
- ・連絡用の郵便切手 80円×9枚，10円×8枚 合計 800円分
- ※ 後日、鑑定料が必要になる場合があります。

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人，相手方（子どもを相手方とするときはその法定代理人）の戸籍謄本(全部事項証明書)各1通
- ・子どもの出生証明書1通（出生届未了の場合）
- ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

6 その他

親子の関係がないことを明らかにするために、鑑定を行う場合もあります。この場合、原則として、申立人が鑑定に要する費用を負担することになります。

【郵送提出の場合の宛先】

＜本庁管轄のもの＞

郵便番号 100-8956

東京都千代田区霞が関1-1-2

東京家庭裁判所 家事事件係

＜立川支部管轄のもの＞

郵便番号 190-8589

東京都立川市緑町10-4

東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。